

お知らせ

2024.1

最低賃金改正のお知らせ

○特定(産業別)最低賃金 (令和5年12月31日発効)

	時間額
窯業・土木製品 製造業	1,000円
一般機械器具 製造業	1,013円
精密・電気機械器具 製造業	1,003円
自動車・同附属品 製造業	1,016円

○滋賀県最低賃金 (令和5年10月1日発効)

時間額 967円

滋賀労働局 賃金室

☎077-522-6654

東近江労働基準監督署

☎0748-22-0394

問

2月のし尿収集カレンダー

日	月	火	水	木	金	土
				1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

し尿収集の予約は5営業日前までにクリーンぬのびき広域事業協同組合(☎0748-23-0107)へ申し込んでください。

し尿収集はお休みです

町長懇談会

事前に①希望日②懇談内容③連絡先を下記までお知らせください。ご連絡いただいたときに日程調整します。

企画振興課 秘書広報担当

☎0748-52-6550

布引斎苑休苑日 2月7日水

相談室

— 身体障がいに関する相談 —

とき/毎週木曜日(祝日を除く)

9:30~11:30

ところ/勤労福祉会館

福祉保健課 福祉担当

☎0748-52-6573

— よろず相談 —

とき/毎週木曜日(祝日、第3木曜

日を除く) 9:00~12:00

(受付 11:30まで)

第2・4木曜日は、人権特設相談も兼ねています。

ところ/勤労福祉会館 1階相談室

— 行政相談 —

とき/毎月第3木曜日(祝日を除く)

9:00~12:00

(受付 11:30まで)

ところ/勤労福祉会館 1階相談室

日野町社会福祉協議会

☎0748-52-1920



大谷公園体育館屋根・照明 改修工事完了のお知らせ

大谷公園体育館において7月~11月まで屋根と照明器具の改修工事を行っていましたが、工事が完了しましたのでお知らせします。工事中はご不便ご迷惑をおかけしました。

照明設備がLEDになり、明るくなった体育館をぜひご利用ください。



◆問い合わせ先

建設計画課 都市計画担当 ☎0748-52-6567

町内で事業を営んでいる方へ 償却資産(固定資産税)の申告は お済みですか?

償却資産とは、会社や個人で事業をしている方が、その事業のために所有している構築物、機械、器具、備品などの資産をいい、固定資産税の課税対象になります。

申告の対象となるのは、令和6年1月1日現在で日野町内に所在する償却資産で、償却資産の所有者には、法令により必ず申告するよう義務付けられています。

前年に申告された償却資産の所有者の方には、昨年末に申告書などを送付していますので、1月31日(水)までに税務課へ申告してください。^{エレクトックス}e L T A X(電子申告)もご利用いただけます。詳しくは地方税ポータルシステムホームページをご覧ください。

なお、申告書がお手元に届いていない場合や、新しく事業を始められた方で申告書が必要な場合などは、下記までご連絡ください。



◆問い合わせ先

税務課 固定資産税担当 ☎0748-52-6572